

4 被災者支援に向けた取組

医療救護班

災害時において必要と認める場合、市は、広島市立病院機構及び広島市域医師会に協力を要請して医療救護班を編成し、医療救護活動を行うこととしている。

7月8日時点で、道路が寸断されている等の状況があり、安芸区の避難者の健康状態等が確認できていなかったため、市立病院機構の医療救護班2班を安芸区の畑賀地区、瀬野地区、矢野地区に派遣要請し、7月9日に避難者の医療ニーズの確認を行った。その結果を踏まえて、引き続き市立病院機構に派遣要請するとともに、市域医師会（広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会）に対しても医療救護班の編成・派遣を要請した。

7月9日から11日までは市立病院機構の2班が畑賀小学校、矢野小学校及び矢野南小学校で活動し、12日以降は市域医師会の医療救護班として安芸市民病院の1班が畑賀小学校（13日からは畑賀福祉センター）で、市立病院機構の1班が市立4病院の持ち回りにより矢野南小学校で活動を行った。また、発災直後の7月7日から、市域医師会の医療救護班として、安芸区の診療所の医師の協力を得た。

災害発生当初は、避難時のケガの治療等を行い、急性期を過ぎてからは、持病や便秘、不眠等についての相談等に対応した。

避難が長期化してくると、メンタル面のケアも必要となるため、巡回をしながら避難者への声掛けや傾聴を行った。全体では、32日間、延べ61班の医療救護班が活動を行った。

医療支援班・保健活動班

医療支援班・保健活動班は、保健センターの医師、保健師、栄養士等で構成され、2名以上が1チームとなり活動した。

発災日には安佐南・佐伯区、翌7月7日には中・東・南・西・安佐北区、7月9日からは安芸区の医師・保健師が避難所へ赴き、避難所アセスメントや被災者の健康状態の把握を行い、要援護者の支援を開始した。特に安芸区では、多くの被災者が避難所で生活しており、中でも矢野南小学校は140名程度の被災者が過ごし、体調不良者も多かったため、保健師の常駐を7月9日から開始した。被災者の健康管理のため、安芸区へは中・西・安佐南・佐伯区と本庁から応援保健師を9月末まで派遣した。また、医療支援班・保健活動班のバックアップのために、保健センター医師を7月29日まで、課長級等保健師を8月3日まで派遣し、被災者支援の充実を図った。

避難所の被災者支援と平行し、7月10日からは、被災地域への個別訪問を開始した。地域役員や地域包括支援センターなど他機関と連携しながら、8月末までに2,430名の被災者と面接し、健康支援を行った。

8月末から12月末までは、仮住宅等に転居された方や避難所支援、被災地域の個別訪問でフォローが必要となった方に健康調査を実施した。

こころの健康問題はこれから起こることが予測されるため、精神保健福祉センターと連携を図りながら被災者の中長期的な健康支援を継続する。



医師・保健師等による避難所訪問の様子

DMAT

DMAT (Disaster Medical Assistance Team)
…災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム

大規模な災害の発生により、医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合、市は、県へ災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うこととしている。

7月6日に南区の土砂災害現場に、市の要請により、災害拠点病院である県立広島病院のDMATが出動した。その後、広島市安芸消防署を活動拠点本部としてDMATが参集し、7月8日まで安芸区などの土砂災害現場での医療救護活動や情報収集を行った（その後、広島圏域の活動拠点本部は県立広島病院へ移行）。

また、県が要請した島根県立中央病院DMATが、矢野小学校避難所で被災者の医療救護活動を行った。その他、県立広島病院以外の災害拠点病院である、広島市立安佐市民病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院、広島大学病院からもDMATが派遣され、市内外で各本部の運営や情報収集、医療救護活動、避難所評価等の活動にあたった。

DPAT

DPAT (災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team))
…被災地域において精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的な精神医療チーム

平成30年7月豪雨への対応として、広島県が、7月7日に広島DPAT調整本部を広島県庁に設置するとともに、被災圏域で拠点となる病院・保健所等に設置する活動拠点本部については、調整本部と一体で県庁に設置した。

また、広島市のDPAT活動拠点本部の本部長として市精神保健福祉センター所長、本部職員として市健康福祉局精神保健福祉課職員が従事するとともに、市精神保健福祉センターDPAT（精神科医師、保健師、事務職員等）を編成した。

被災後1週間の急性期において、医療体制の確保のため、被災した医療機関に対する患者等搬送支援を行った。その後の早期（被災後～1か月）においては、被災した市民の中に、被災体験や周辺環境の変化等に伴う災害ストレス等により新たに精神的な不調が生じるなど、精神保健医療を必要とすることが考えられるため、避難者や避難所支援を行う保健師等からの要請に基づき、市域において、7月7日から8月10日にかけて、広島DPATのチームを避難所に派遣し、避難者に対して精神科医による診察や相談を実施した。市域では、14日間で21か所を訪問し、延べ38件の診察と、14件の相談を行った。



DPATによる患者搬送活動支援



生活衛生に関する支援

被災者の健康支援の一環として、健康福祉局保健部(医療政策課、健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課)の職員(食品衛生監視員及び環境衛生監視員等)で生活衛生班を組織し、避難所及び被災者宅周辺における生活衛生全般(食品衛生、感染症予防、家屋の消毒、飲用井戸水の使用等)について、7月10日から、巡回により指導・助言等を行った。

【避難所の巡回】

避難所における食中毒や感染症の発生予防と衛生的な生活環境を確保するため、避難所を巡回し、食品の取扱いやトイレの管理、ごみの処理状況等について確認・助言するとともに、食中毒及び感染症予防啓発リーフレットを配布するなどし、トイレ後や食事前の手洗いの徹底、手指消毒薬やペーパータオルの設置・使用等を呼び掛けた(平成30年9月末までに26か所の避難所を延べ184回巡回)。

【被災家屋の消毒】

被災家屋の復旧を衛生面で支援するため、床上浸水により屋内の消毒が必要な方に対し、職員が被災家屋を訪問し、適正な濃度に調製した消毒液(塩化ベンザルコニウム)を配付するとともに、消毒方法について指導を行った(平成30年9月末までに延べ335件を訪問)。

【飲用井戸水の水質検査】

飲用水の安全性を確保するため、上水道未設置地区で利用される井戸水や地域住民が共同利用する井戸水について、飲用以外の目的で使用されていたものも含め、水質検査を実施するとともに、飲用方法について指導を行った(平成30年9月末までに67件の検査を実施)。



家屋の消毒方法についての説明、消毒薬配布の様子(安芸区中野)

罹災証明書の発行・被害認定調査

罹災証明書は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2に基づき、本市で発生した災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(火災に起因するものを除く。))により罹災した建物の被害の程度について、証明を行うものであり、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されるため、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で、極めて重要な役割を果たしていることから、迅速な発行が求められる。

発行までの流れとしては、被災者からの申請により、職員が建物の被害認定調査を行い、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定調査基準運用指針」に基づいて被害を判定し、罹災証明書を発行する。

罹災証明書の申請は、各区地域起こし推進課のほか、被災者支援総合窓口や一部の出張所でも受付を行うなど、様々な場所で被災者が申請を行うことができる体制を整えた。

また、被害認定調査を迅速に実施するため、発災直後から調査体制を整え、7月10日以降、主に各市税事務所の固定資産税担当職員が2名1班で調査を行った。最も多い時には、一日当たり15班を動員して調査を行った。

今回の災害では、3,359件の罹災証明書の申請があり、3,351件発行を行っている(平成30年12月末現在)。

仮住宅の提供

今回の豪雨災害に伴い住宅に困窮されている方への仮住宅として、市営住宅、県営住宅、国家公務員宿舎等の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅を、順次提供した。

平成26年の8.20豪雨災害の際と同様に、住宅の被害が全壊、半壊のみならず一部損壊、床上浸水等の方も広く対象とした。

発災直後は被害状況の全容把握が困難な状況であったが、被災者の不安や不公平感を無くすため、8.20豪雨災害の経験を生かし、最初に提供を開始した市営・県営住宅の広報の際に、準備が整い次第順次、国家公務員宿舎等や民間賃貸住宅を提供することをお知らせした。

まず、7月12日から7月14日までの間に市営・県営住宅の募集を行った。募集期間中は職員が避難所に赴き、被災者の方に対して募集に関する説明会や申請受付を行った。

7月20日からは、避難所や避難所の近くに会場を設け民間賃貸住宅のあっせんを行ったほか、国家公務員宿舎等の公的賃貸住宅や追加の市営住宅の提供を行った。なお、当初申込みのなかった市営・県営住宅や国家公務員宿舎等の公的賃貸住宅については随時、先着順の提供を行った。

7月25日から、民間賃貸住宅については協力不動産店舗において受付を行った。また、市のあっせんによらず、自ら民間賃貸住宅を借りた方のうち、貸主の同意が得られるなど一定の条件を満たした方については、市がその契約日まで遡って、民間賃貸住宅を借り上げる手続きを進めた。

その結果、最終受付終了日である11月30日までの間に、市営住宅33戸、県営住宅5戸、国家公務員宿舎6戸、民間賃貸住宅130戸、合計174戸の仮住宅を提供した。

民有地土砂撤去

民有地土砂撤去は、被災直後の7月7日に本市で行うことを決定し、対象は、土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂混じりがれき(以下「土砂等」)が堆積している地区のほか、高齢者、障害者の方で自力での撤去が困難な場合や自宅の出入り口等の確保等のために、緊急に土砂等を撤去する必要がある場合とした。土砂等に加え、全壊、大規模半壊及び半壊の罹災証明を受けた建築物についても本市で撤去を行うこととした。

また、宅地内に堆積した土砂等や損壊(全壊、大規模半壊、半壊)した建築物について、所有者等が工事施工業者等と契約して撤去を行った場合の費用償還も併せて実施した。

なお、これらの撤去に係る国の補助事業については、環境省所管の災害等廃棄物処理事業及び国土交通省所管の堆積土砂排除事業を活用した。

土砂撤去業務を効率的に進めるために、7月11日に下水道局河川防災課内に「土砂等撤去班」を編成した。班員は下水道局のほか、経済観光局や都市整備局などから必要な人員を順次増員し、業務に当たった(最多時は68名に兼務辞令を発令し人員を確保)。

土砂等撤去班は、広範囲にわたる被災地域からの土砂等撤去要望の受付、現地の確認、施工同意書の入手、工事費の積算、工事発注(緊急特例63件、総価契約10件)など、多岐にわたる膨大な事務を短期間で実施した。7月13日から土砂等の撤去作業を開始し、避難路をはじめ撤去工事に必要な道路啓開が完了した箇所から順次撤去作業に着手した。その結果、宅地内に堆積した土砂等は、発災から4か月で概ね撤去を完了した。



民有地土砂撤去の作業状況